

**第2-1-28表** オレオレ詐欺、還付金等詐欺の被害者は60歳代以上の女性に多い

●振り込め詐欺の被害者の男女別・年代別構成割合(2008年1～10月)●

(%)

年代	オレオレ詐欺		架空請求詐欺		融資保証金詐欺		還付金等詐欺	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳代以下	0	0	18	19	6	5	0	1
30歳代	0	0	11	14	9	12	0	3
40歳代	0	1	9	12	14	13	1	5
50歳代	2	12	5	7	13	9	2	15
60歳代	11	30	2	3	9	5	9	28
70歳代以上	15	29	1	1	3	2	12	25
合計	28	72	45	56	54	46	24	77

- (備考) 1. 警察庁「振り込め詐欺(恐喝)」の認知・検挙状況等について(平成20年1～10月)(2008年)により作成。  
 2. 四捨五入の関係で内訳の計と合計が合わない場合がある。  
 3. オレオレ詐欺、還付金等詐欺の「70歳代以上」は、警察庁の資料における「70歳代」と「80歳代以上」を足し合わせた値である。

●被害内容には地域差が見られる

振り込め詐欺は、犯人グループが電話や郵便、インターネットなどを用いていることから、全国で発生し全国で認知件数が増加している。他方、被害者側に視点を移して、振り込め詐欺被害の都道府県別の状況を見てみる。

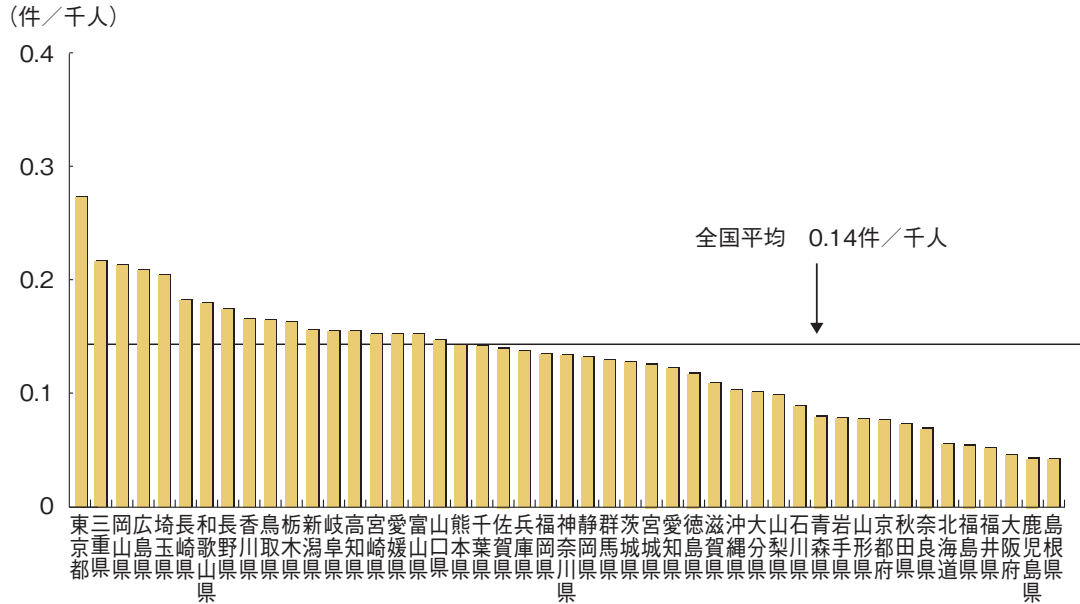
まず、都道府県別に人口千人当たり振り込め詐欺認知件数を算出してその地域差を比較してみる(第2-1-29図)。人口当たり認知件数は、2007年は東京都で最も多く、次いで三重県、岡山県と続く。他方、最も少ないのは鳥根県であり、次いで鹿児島県、大阪府と続く。東京都では1万人に約3人が被害に遭っている一方、鳥根県では10万人に約4人の被害割合であることから、地域によって被害に遭う確率に最大10倍もの差があることが分かる。地域的には東北、北陸、関西などで被害割合が一般的に低くなっている。一方、都道府県別に見た振り込め詐欺1件当たりの被害金額も、例えばオレオレ詐欺で見ると平均は226万円であるが、和歌山県(362万円)、徳島県(356万円)、沖縄県(348万円)が多く、鹿児島県(167万円)、香川県(160万円)、高知県(155万円)が少ないなど、1件当たりの被害額にも大きな地域差があることが分かる。

2008年は全体の件数が増加する中、都道府県別に人口千人当たり振り込め詐欺被害の件数を見ると、東京都が引き続き最も多く、神奈川県、奈良県、宮城県などで大きく増加している。

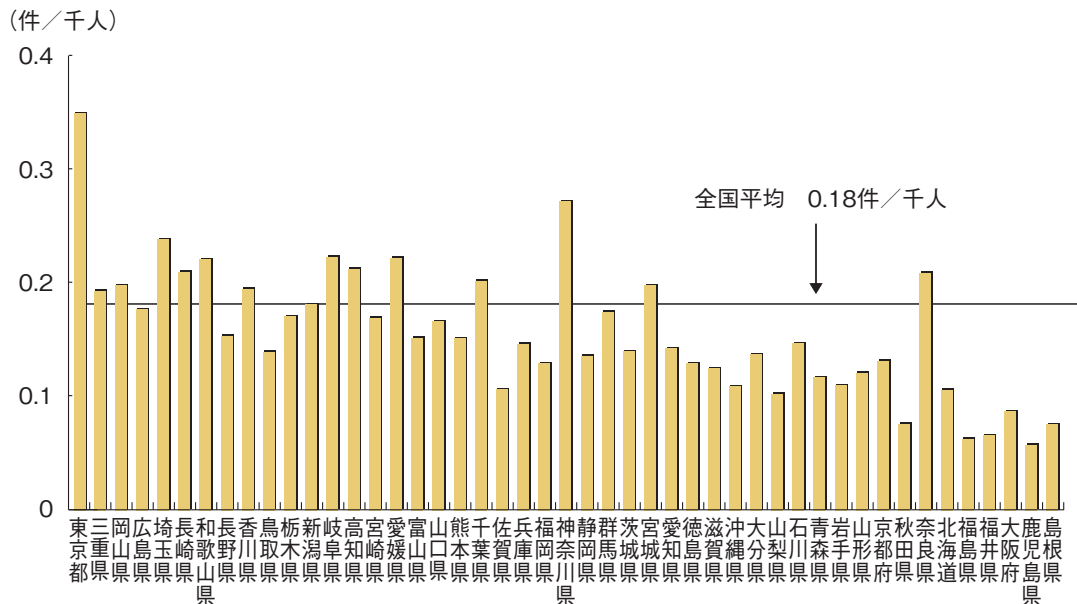
第2-1-29図 振り込め詐欺の認知件数は都道府県で差が大きい

●都道府県別に見た振り込め詐欺の人口千人当たり認知件数●

(1)2007年



(2)2008年

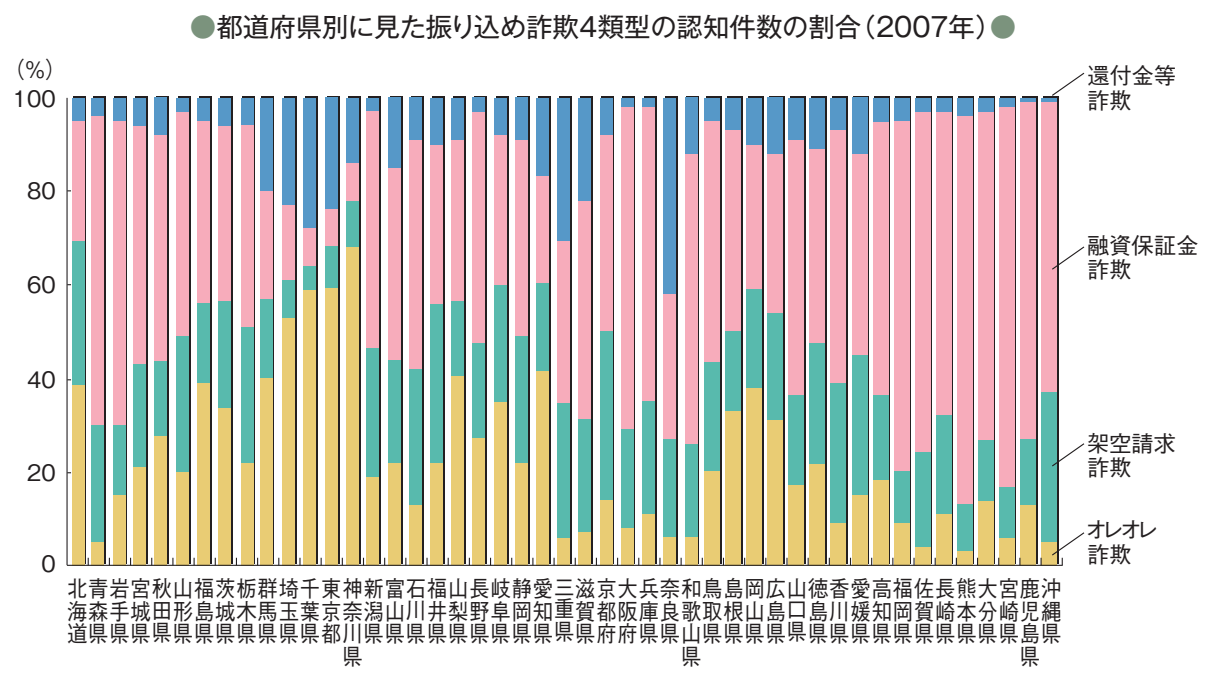


(備考) 1. 都道府県別の認知件数は、2007年は各都道府県警察へのヒアリング、ホームページ、新聞報道を基に内閣府が集計、2008年は警察庁「振り込め詐欺(恐喝)の認知状況(平成20年1~8月と前年同期比)」(2008年)を基に、12か月分に引き延ばした。また、都道府県別の人口は、2007年、2008年とも総務省「人口推計」による2007年10月1日現在の総人口。  
2. 人口千人当たり認知件数は、都道府県別の振り込め詐欺の認知件数を各都道府県の人口で除して算出した。

さらに、各都道府県で認知されている振り込め詐欺被害を、4類型別に見ると（第2-1-30図）、まず、オレオレ詐欺の振り込め詐欺全体に占める割合は、東京都、千葉県、埼玉県などの関東地方で多いものの、近畿地方や九州で割合が少ない。しかし、そのオレオレ詐欺の割合が少ない近畿地方や九州では融資保証金詐欺が多く、逆に東京都や千葉県では極端に少ない。一方、2006年6月から認知され、増加を続けてきた還付金等詐欺は、東京都、千葉県、埼玉県などの関東近郊の割合が多いが、奈良県、三重県などでも多いことが分かる。認知件数が少ない所では割合が大きく変わることはあるが、こうした状況から一定の地域性が示唆される。

このように、振り込め詐欺の被害状況は全国で同じ傾向を持つものではなく、地域によって差がある。こうした地域差の原因として、これまで加害者側のターゲットとなっていなかったことも考えられ、データの解釈において注意が必要であるが、住民の特性、例えば学習の有無や経験の相違、更には被害者が電話などを受けた際の反応の仕方に差異がある可能性がある。

**第2-1-30図** | 振り込め詐欺の認知件数を類型別に見ると都道府県ごとに異なった傾向が見られる



(備考) 1. 都道府県別の認知件数(2007年)は、各都道府県警察へのヒアリング、ホームページ、新聞報道を基に内閣府が集計した。  
 2. 類型別認知件数の割合は、類型別の認知件数を総件数で除して算出した。

● これまでの振り込め詐欺被害防止への対策

これまで振り込め詐欺被害の拡大防止のため、警察庁を始めとする全国の警察、法務省や金融庁などの関係省庁、地方公共団体の消費生活センター、消費者団体などが、ポスターやパンフレットによる広報活動、講師を派遣する出前講座、イベントなどを精力的に実施してきたところである。

また、振り込め詐欺事件に関する新聞記事やテレビのニュースも毎日のように報じられている。しかしながら、依然として被害は続いており、2005年から減少してきた認知件数が2008年には再び増勢に転じるなど、消費者に対するポスターやステッカーなどの広報啓発活動だけでは振り込

め詐欺の防止に限界があると考えられる。

警察庁は2008年6月に振り込め詐欺対策室を設置、同年7月には法務省と共同で「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」も公表した。この「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」では、通信履歴の保存について関係事業者の協力を得るなどによる捜査の効率化、「道具屋」や悪質なレンタル携帯電話事業者の取り締まりの徹底による犯行ツールの流通の遮断などにより、振り込め詐欺の検挙の徹底を図るとともに、ATM周辺での顧客に対する注意喚起や声掛け、携帯電話（PHSを含む）を使用しながらATMを操作しない環境整備などのATM周辺における対策や匿名の口座と携帯電話の一掃、被害予防活動などの取組を徹底することを謳っている。なお、警察庁では相談窓口「#9110」も設置しており、振り込め詐欺と疑われる電話を受けたときは通報するよう呼びかけている。

銀行などの金融機関はATM付近に啓発のポスターやステッカーを貼ったり、ATMで送金できる金額の上限を低くするなどの対策を講じてきたところであるが、最近ではATM付近での携帯電話の使用の自粛を呼びかけたり、ATM付近で慌てて振込みをしようとする高齢者などへ声掛け活動なども行っている。

そもそも、振り込め詐欺には匿名の口座と携帯電話がなくては成り立たず、先に述べたように、警察庁、法務省などでもその対策を重要視している。口座に関する対策としては、2003年の「本人確認法<sup>147</sup>」の施行から口座開設時の本人確認が義務付けられ、2004年には同法の改正により預貯金通帳の売買に対する罰則も設けられた<sup>148</sup>。また、金融機関は捜査機関などからの情報提供により口座が犯罪に利用されている疑いがある時は口座を凍結することとしている。携帯電話に関する対策としては、「携帯電話不正利用防止法<sup>149</sup>」によって、携帯音声通信事業者に対する契約時における本人確認の義務化、携帯電話の無断譲渡に対する罰則とともに、振り込め詐欺を始めとする犯罪に携帯電話が用いられた疑いがある場合には、携帯音声通信事業者が再度の契約者確認を行った上で、それに応じない場合には、携帯電話回線を止めることとしている<sup>150</sup>。また、警察庁と携帯音声通信事業者の合意によって、携帯電話の新規契約時における同一名義人の契約数の抑制、運転免許証に偽造などの疑いがある場合の警察への情報提供などにより不正契約の防止を図ることとしている。これら匿名の口座と携帯電話の発生を防ぐための規制や事業者の自主的な取組は振り込め詐欺の「道具」を押さえることになり、犯罪防止のため今後も重要な対策である。

### ● 被害者の心理に関する考察の重要性

匿名の口座と携帯電話の発生を防ぐための対策が加害者対策として重要なことに変わりがなく、振り込め詐欺被害の防止に向けた対策の新しい視点として、消費者がなぜ、どのようにして詐欺に遭ってしまうのかを、ヒトの意思決定や行動に関する心の動きや脳における情報処理の過程に着目し、その学術的な成果を参考に検討することが挙げられる。

私たち人間の意思決定や行動は、古くから認知心理学や社会心理学のような心理学の分野で研

147 正式名称は「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」である。

148 正式名称は「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」である。なお、2007年の同法廃止により、現在は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」で規定されている。

149 正式名称は「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」である。

150 同法は2008年に改正・施行され、レンタル携帯電話の契約時の本人確認の強化などが行われている。